

今後の議論に向けて確認したい事項

専門委員会委員

柿木 厚司

前回会合にて提示のあった試案に関して、厚生年金基金のみならず、企業年金本体に大きな影響を与える内容であると考えます。

委員間で試案に関して共通認識を得て、判断を行っていく観点から、不明点や疑問点について、以下の事項につき、厚労省の考え方を明らかにされたい。

1. 代行割れ問題への対応について

・特例解散の場合、上乘せ給付を支給停止としているが、財産権との兼ね合いが懸念される。また、試案に基づき、制度移行が難しく、解散を余議なくされる場合、労働条件の不利益変更への対応も課題となる。

基金制度を国として縮小・廃止する方針のもとで、上乘せ給付の受給権の取扱い、労働条件との兼ね合いについて、事業主の責任とあわせて、厚労省としての考え方を明らかにされたい。

・あわせて、試案に示された特例措置の見直しの是非を今後判断するにあたり、代行割れの積立水準にある1つの基金単位の数字だけでなく、加入企業の事業主・加入者、受給者にとって、負担と給付両面で受け得る影響に関し、現行特例あるいは新特例の適用を講じた場合の定量的なミクロの数字を示されたい。

2. 企業年金の持続可能性を高める施策の推進について

(1) 集団運用型DC

・個々の加入員が運用を指図する現行枠組みを前提とする中で、投資教育を省くことも可能しているが、将来、運用商品の選定の是非等について、加入員から訴えられるリスクが懸念される。

集団運用型DCにおいて、資産運用委員会はどこまで運営責任を負うことになるのか、厚労省の考え方を明らかにされたい。

・あわせて、集団運用型DCにおいて、マッチング拠出を採用することは可能か、運営管理等の複雑化が懸念されるが、厚労省の考え方を明らかにされたい。

(2) 代行返上支援事業

・厚労省として、目的を変更して、支払保証事業の財源を代行返上支援事業への転用を意図しているのか確認したい。

3. 代行制度の見直しについて

・厚労省は、代行制度は持続可能ではないと判断しているが、民間の年金の専門家からも、専門委員会の場で、代行制度の持続可能性について、定量的なデータに基づいた見解を聴きたい。

・試案では、現存基金は、改正法の施行日から5年間で今後の対応につき意思決定を行う必要があるが、受給者等への対応も考慮しつつ、厚労省として、改正法の成立から施行日までの周知期間をどの程度設けるのか確認したい。

4. 試案には明示の無い論点について

(1) 今後の企業年金税制について

・これまで厚労省においては、企業年金研究会、企業年金政策研究会などの場で丁寧な議論が展開され、規制緩和だけでなく税制改正も検討されてきた。

厚労省として、今回の試案を踏まえ、今後の企業年金制度における税制のあり方に関して、スタンスを明らかにされたい。

(2) 中小企業の企業年金の在り方について

・試案に基づき今後縮小・廃止される基金制度の現状に関して、総合型を中心に基金の数・業種だけでは十分把握しがたい。加入員数規模（1～30ないし50人未満、30ないし50～100名未満の2区分が重要）にあわせた事業所数の分布状況を示されたい。あわせて、基金以外の企業年金、退職一時金等ほかの退職給付制度についても、同様の加入員数規模別で見た普及度合いを確認したい。

以上